

宇佐市私立学校振興事業補助金交付要綱

平成19年3月30日

宇佐市告示第83号

改正 令和5年3月24日宇佐市告示第74号

令和6年8月21日宇佐市告示第296号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立学校の振興に要する経費について補助するものとし、その交付については、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる市内の私立高等学校及び私立通信制高等学校とする。

(1) 学校法人吉用学園 柳ヶ浦高等学校

(2) 学校法人上田煌桜学園 さくら国際高等学校 宇佐キャンパス

(補助対象経費等)

第3条 宇佐市補助金交付基準に基づき、補助金の対象経費、補助率、限度額及び補助年限は次のとおりとする。

(1) 補助対象経費 私立学校の振興に要する経費とする。

(2) 補助率 1/2以内とする。

(3) 限度額 予算の範囲内とする。

(4) 補助年限 単年度ごととする。

(5) 補助回数 単年度につき1回とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書（様式第2号）

(2) 見積書

(3) 商品写真、パンフレット等

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を審査し、補助金交付を適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金交付請求)

第6条 補助金交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書（様式第5号）

(2) 収支決算書（様式第6号）

(3) 領収書の写し

- (4) 記録写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
(補助金交付)

第7条 市長は、前条の請求書を受理した後、補助金を交付するものとする。

(補助金返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき
は、補助金を返還させることができる。

- (1) 補助金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の見直し)

2 この告示の施行後3年以内ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要
な見直しを行うものとする。

附 則 (令和5年3月24日宇佐市告示第74号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年8月21日宇佐市告示第296号)

この告示は、公示の日から施行する。